市街化調整区域における集落維持に向けて



市街化調整区域の一部の地域では、人口減少による地域コミュニティの低下 などが生じており、集落維持が困難になる恐れがあります。

そこで、人口減少が生じている地域における課題解決を図るため、

地域の実情に応じた土地利用制度(以下「新制度」)を創設しました。

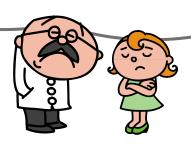
(※本制度は都市計画法第34条第12号に基づく制度です。)

こんなことに悩んでいませんか…?

- ●この辺りも人が少なくなって、すっかり変わってきたなぁ…
- ●空き家が増えてきて、地域の活気が無くなってきているなぁ…
- ●学校の生徒数もどんどん減る一方だなぁ…







※新制度はこうした課題の 解決に取組む地域を支援 するためのものです。

制度概要

<u> ここがポイント</u>

- ●新制度は、新たな住宅団地を形成するためのものでなく、 市街化調整区域における既存集落の維持を目的とした制度です。
- ●新制度は、地域が主体となって整理した課題などを基に、 地域の実情に応じた土地利用を実現するためのものです。

地域の課題、 地域づくりの方針整理

- ●地域が主体となって整理を行う
- ●制度説明含め、市は地域を支援

課題解決を図る区域と 必要な建物用途の選定

- ●区域には満たすべき要件有
- ●建物用途は「戸建て住宅」「長屋・ 共同住宅」「店舗・事務所」から選択

市による内容の精査 指定手続き

- ●地域が選定した区域・建物用途の精査
- ●都市計画審議会への諮問等、手続き

地域の実情に応じた 土地利用制度開始

- ●条例に基づく、区域・建物用途の告示
- ●区域内での開発許可申請対応

地域主体

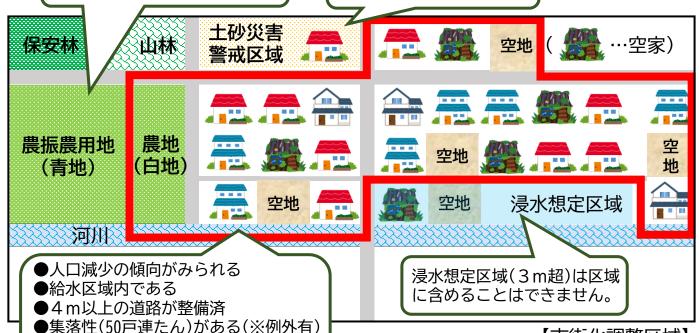
市主体

■制度活用イメージ図

- ●新制度ではイメージ図の赤色の区域内で、土地利用制度の見直しを図ります。
- ●「課題解決を図る区域」と「必要な建物用途」を<u>選定するのは地域の方々</u>です。 ※市は地域の取組みに対し、制度説明を始め、適宜支援します。
- ●「課題解決を図る区域」には要件があります。(イメージ図緑色吹き出し)
- ●「必要な建物用途」は「戸建て住宅」「長屋・共同住宅」 「店舗・事務所」の中から選択します。(複数選択可)

農振農用地(青地)と保安林は 区域に含めることはできません。 土砂災害警戒区域は区域に 含めることはできません。





【市街化調整区域】

●区域の上限面積は5ha

●既存住宅等用地率が80%以上である

▽区域に指定されると例えばこんなことができるようになります!

誰でも…

- ●空き家を建替えて住宅や店舗などに利用できます!
- ●空き地に住宅や店舗などを建てられます!

■注意事項

- ●市街化区域から1kmの範囲内の集落においては、 空き家の再利用など、<u>限定的な行為のみ可能</u>となります。
- ●農地法による制限を始め、<u>他法令により土地利用が制限</u>される場合があります。
- ●新制度の対象外である工場などを建築する場合は、既存の市街化調整区域立地基準に適合する必要があります。

よくある質問

新しい制度に関する よくある質問が書かれているよ

Q:簡潔に言うと、どこで何ができるのか。

A:2ページ「イメージ図」に表記されている 「人口減少」などの条件を満たす地域(集落)については、 「戸建て住宅」「長屋・共同住宅」「店舗・事務所」の内、 地域が選択したものを誰でも建築ができるようになります。

Q:「課題解決を図る区域の要件」を満たせば、 どこでも3つの建物用途を選択することができるのか。

A:地域の課題や地域づくりの方針などに応じて、 「課題解決を図る区域」と「必要な建物用途」の選定を 行う必要があります。

Q:地域としてまずは何から始めれば良いのか。

A:まずは、制度説明をはじめとした必要な情報を提供します。 詳しくは、担当課までご連絡ください。

Q:地域が主体となって取組める自信がない。
A:新制度を活用するにあたり、課題を整理し、
地域づくりの方針を決め、地域の合意形成を図るには、
地域の方々の主体的な取組みが必要不可欠です。
市としても、可能な限り地域の取組みを支援します。
詳しくは、担当課までご連絡ください。



お問合せ 岡崎市都市政策部 都市計画課 〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 TEL (0564)23-6260 FAX (0564)23-6514 E-mail toshikei@city.okazaki.lg.jp